



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

福岡県国民健康保険団体連合会が実施する「訪問健康相談事業」について

福岡県国民健康保険団体連合会では、国保被保険者の健康に関する意識の向上、より良い生活習慣（食事・運動等）の定着を図るため、平成 26 年度から標記事業を実施されていますが、平成 27 年度も引き続き下記保険者において実施することとなった旨、通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

また本会におきましては、本事業が受診抑制につながることをないよう細心の注意を払うよう申し入れをしております。

つきましては、貴会のおかれましてもご了知頂きますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

記

1. 目的

医療機関へ頻回に受診している被保険者に対して、保健師等が適正な受診のための指導や助言及び健康状態に応じた生活指導等を行うことにより、当該被保険者の受診行動の改善及び疾病の早期回復を支援する。

2. 事業実施期間

平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月

3. 対象者

70 歳～74 歳の国民健康保険の被保険者で、同一月内に同一診療科に多数回（原則 15 回以上）の外来受診があり、かつ 3 ヶ月連続するものであって、訪問指導の承諾を得たもの。

※がん患者及び精神疾患の患者など告知することに問題があるもの及び透析患者など当然に多受診を必要とする方については対象外です。

70 歳～74 歳の国民健康保険被保険者がいない市町村については、65 歳～70 歳が対象となります。

4. 訪問対象者数

約 750 人

5. 事業実施市町村

県内 39 市町村

北九州市	八女市	春日市	みやま市	芦屋市	添田町
福岡市	筑後市	宗像市	那珂川町	水巻町	赤村
大牟田市	行橋市	太宰府市	宇美町	岡垣町	上毛町
久留米市	豊前市	福津市	篠栗町	遠賀町	みやこ町
直方市	中間市	うきは市	須恵町	桂川町	
飯塚市	小郡市	宮若市	新宮町	大木町	
柳川市	筑紫野市	朝倉市	古賀市	広川町	

福岡県医師会 会長 様

福岡県国民健康保険団体連合会

理事長 井上 保廣

「訪問健康相談事業」の実施について（依頼）



福岡県医師会 会長 様

本会の事業運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本会におきましては、国保被保険者の健康に関する意識の向上、より良い生活習慣（食事・運動等）の定着を図るため、平成 26 年度から標記事業を実施しているところ

です。
つきましては、平成 27 年度も引き続き下記保険者において本事業を実施することとなりましたので、貴会のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、業務ご多忙中のところ誠に恐縮に存じますが、本事業の円滑な実施を図るため、関係郡市医師会様への周知等につきまして、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 事業内容 別紙「事業概要」のとおり。

2. 実施保険者 39 保険者

北九州市	八女市	春日市	みやま市	芦屋町	添田町
福岡市	筑後市	宗像市	那珂川町	水巻町	赤村
大牟田市	行橋市	太宰府市	宇美町	岡垣町	上毛町
久留米市	豊前市	福津市	篠栗町	遠賀町	みやこ町
直方市	中間市	うきは市	須恵町	桂川町	
飯塚市	小郡市	宮若市	新宮町	大木町	
柳川市	筑紫野市	朝倉市	古賀市	広川町	

3. その他 訪問委託業者については、決定次第、ご報告いたします。



平成 27 年度 訪問健康相談事業の概要

1. 事業名

平成 27 年度訪問健康相談事業

2. 目的

医療機関へ頻回に受診している被保険者に対して、保健師等が適正な受診のための指導や助言及び健康状態に応じた生活指導等を行うことにより、当該被保険者の受診行動の改善及び疾病の早期回復を支援する。

3. 事業期間

平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月

○事業日程

	H27/2 月	3 月	4 月	5 月	H28/2 月	3 月
1. 事業委託市町村の決定	●					
2. 県医師会、郡市医師会と調整	↔					
3. 事業内容及びスケジュール説明 (対市町村)		↔				
4. 訪問業者の選定			↔			
5. 委託契約手続き(対保険者)			↔			
6. 事業実施				↔	↔	↔
7. 事業報告書作成						↔

4. 事業費

12,608,000 円 (予定)

5. 事業対象市町村

39 市町村 (参考：平成 26 年度実施市町村 33 市町村)

北九州市※	八女市	春日市	みやま市	芦屋町	添田町※
福岡市	筑後市	宗像市	那珂川町※	水巻町	赤村
大牟田市	行橋市	太宰府市	宇美町	岡垣町	上毛町
久留米市	豊前市	福津市	篠栗町	遠賀町	みやこ町
直方市	中間市	うきは市※	須恵町	桂川町	
飯塚市	小郡市	宮若市	新宮町	大木町※	
柳川市	筑紫野市※	朝倉市	古賀市	広川町	

○上表の※印 (6 市町村) は、平成 27 年度から実施する新規市町村

6. 訪問健康相談対象者

① 訪問対象者

国民健康保険の被保険者で、同一月内に同一の診療科に多数回（原則 15 回以上）の外来受診があり、かつ 3 ヶ月連続するものであって、更に訪問指導の承諾を得たものを訪問指導対象者とします。

ただし、癌患者及び精神疾患の患者など告知することに問題があるもの及び透析患者など当然に多受診を必要とするものを除くこととします。

② 訪問対象者の年齢

原則 70 歳～74 歳

③ 訪問対象者数（見込み）

約 750 人（1 人原則 2 回訪問）

7. 事業の実施

（1）委託業者

当該事業は、専門的知識とスキルを要するため、保健師等（保健師、看護師、管理栄養士）の有資格者を有している業者に委託する。

（2）委託業務の主な内容

- ① 訪問健康相談実施計画書の作成
- ② 訪問指導承諾の確認業務
- ③ 訪問指導相談対象者への訪問相談
- ④ 訪問指導票の作成
- ⑤ 訪問指導結果報告書の作成

8. 訪問相談の内容

（1）療養上の日常生活指導

- ① 訪問指導員は対象者が病状について、どのように認識しているかを把握し、必要な助言等を行うこと。
- ② 疾病等に応じ、必要な日常生活（食事・栄養・運動・予防等）の指導を行うこと。

（2）対象者の身体状況、生活環境等の観察を行い、疾病治癒に向けた適切な助言及び健康の保持増進等に関する助言等を行うこと。

（3）受診、健診及び服薬等に関する支援、指導等

- ① かかりつけ医の確認、上手な医者のかかり方等の助言を行うこと。
- ② 検査や薬剤等が重複することによる身体への影響等の説明を行うこと。
- ③ 全国で実施されている特定健診等の必要性、有効性について説明を行うこと。

（4）訪問対象者やその家族からの質問や疑問に答えると同時に、必要な場合には家族への健康相談、助言を行うこと。

（5）その他、上記以外の健康、疾病予防に関する相談・助言を行うこと。